

2024年12月10日

会員 各位

一般社団法人佐賀県公認心理師協会

選挙管理委員会 委員長 池田好恵

委員 田中利徳

委員 伊波清憲

第4期理事選挙について

一般社団法人佐賀県公認心理師協会は、定款第21条及び細則第13条から第17条により、理事を会員より選出する標記選挙を実施します。本選挙の手順や諸手続き等につきまして、下記をご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、新理事の任期は2025年度の年次総会（2025年6月頃開催予定）から2年後の年次総会までとなります。

記

<第4期理事選挙日程>

2024年12月10日 有権者予備名簿の会員への送付（電子メール）

2024年12月25日 有権者予備名簿の異議申し立て受付期限（電子メール）

（これは、被選挙権があることを辞退する申し立てを受け付ける期間
です）

2025年1月10日 有権者名簿の確定・会員への送付（電子メール）

2025年1月10日 立候補者推薦の受付通知（電子メール）及び受付開始

自薦または他薦により推薦を行おうとする正会員は、3名の範囲内で被推薦者名を記した文書を（書式は自由）受付期間内に事務局へ封書で郵送してください。その際、推薦者名を明記してください。他薦の場合、選挙管理委員会が本人に立候補確認をする必要があります。

2025年1月31日 立候補者推薦の受付締切（当日必着）

2025年2月10日 立候補者名簿の公示・投票開始

立候補者の数が定数を越えた場合、正会員による投票を行います。ただし、立候補者の数が定数と同じか、それを下回る場合は、立候補者全員を当選とし、投票は行いません。

2025年2月28日 投票締切（当日必着）

2025年3月1日 開票・当選者確定・選挙結果速報（当会ホームページ）

1. 有権者名簿について

有権者名簿は、2024年11月1日現在の協会登録情報を基に、氏名五十音順に記載しています。現時点では「予備名簿」で、2024年12月25日までの異議申し立て期間を経て有権者名簿が確定します。

2. 有権者予備名簿に関する異議申し立て

予備名簿に記載された会員で、被選挙権を辞退する場合はその旨を選挙管理委員会委員長宛（郵送先は協会事務局住所）に封書で、2024年12月25日までに申し出てください。任意の書式で、第4期役員改選に関する被選挙権を辞退する旨と日付、会員名、所属を明記してください。

3. 立候補届、推薦届について

1) 理事候補者（被選挙人）は、自薦（立候補）した会員、あるいは推薦され、その推薦を承諾した会員です。なお、自薦・他薦の別、及び推薦者名は公表されません。

2) 立候補する場合は、任意の書式で「立候補届」を提出してください。

3) 推薦する場合は、任意の書式で「推薦届」を提出してください。なお、被推薦者は有権者名簿に記載された有権者であることが必要です。

4) 「立候補届」「推薦届」の受付開始は2025年1月10日、提出締切は2025年1月31日（当日必着）です。

4. 投票について

- 1) 2025年2月10日に立候補者名簿を公示し、選挙資料（要項、立候補者名簿、投票方法）をお示しする予定です。
- 2) 投票期間は、上記公表日から2025年2月28日（当日必着）までです。
- 3) 開票・集計作業は2025年3月1日に当協会事務局で行う予定です。
- 4) 立候補者が所定の定員以下の場合は、無投票当選となり、投票は実施されません。

5. 理事について（定款より抜粋）

（役員の設定）

第20条 当会に次の役員を置く。

（1）理事 10名以上15名以内（略）

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、会長以外の理事のうち、副会長及び常務理事を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

（役員を選任）

第21条 理事は、別に定める選挙規定によって選出する。

2 会長、副会長、常務理事及び監事は、理事会の決議によって選任する。

3 前項において、理事会は総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から、会長及び副会長を選任する方法によることができる

4 第2項の場合において、常務理事は会長が推薦し、理事会で選任する。（略）